

平成21年 規則第2号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

制定理由

年度所属区分に関する基準日の見直し及び勘定科目を別に定めるものとして整理するため、及び年度計画に基づき作成する予算実施計画書、収支計画及び資金計画の様式を、年度計画に添付している様式に合わせるため、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成21年3月30日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：年度所属区分に関する基準日の見直し及び勘定科目を別に定めるものとして整理するため、及び年度計画に基づき作成する予算実施計画書、収支計画及び資金計画の様式を、年度計画に添付している様式に合わせるため。

改 正 (案)	現 行												
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(収入支出の年度所属区分)</p> <p>第2条 会計規程第3条に規定するその原因となる事実の発生した日は、次の各号に掲げる日を基準とする。</p> <p>(1) <u>光熱水料は、検針日(使用期間が年度をまたがるものは、前月支出額を基に按分計算により算出し、各年度に計上)</u></p> <p>(2) <u>物品供給契約及びその他請負契約については、検収確認をした日</u></p> <p>(3) <u>本学が請求書を発行するものは、収納をした日</u></p> <p>(4) <u>前各号に該当しないもので、3月末日をもって債権、債務の確定が困難なものは、収納をした日又は支払いをした日</u></p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(勘定科目の細分)</p> <p>第6条 会計規程第7条に規定する勘定科目及びその細分は、<u>別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>第26条 〔省略〕</p> <p>2 前項第10号から第12号までにおいて前払いをすることができる範囲等は、<u>別表第4</u>のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表第4-1 (第6条)</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>別表第4-2 (第6条)</p>	<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(収入支出の年度所属区分)</p> <p>第2条 会計規程第3条に規定するその原因となる事実の発生した日は、次の各号に掲げる日を基準とする。</p> <p>(1) <u>電信電話料、電気料、ガス料及び水道料は、その支払の請求書を受領した日</u></p> <p>(2) <u>請求書を発行するものは、その発行した日</u></p> <p>(3) <u>前各号に該当しないもので、3月末日をもって債権、債務の確定が困難なものは、収納をした日又は支払いをした日</u></p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(勘定科目の細分)</p> <p>第6条 会計規程第7条に規定する勘定科目及びその細分は、<u>別表第4</u>のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>第26条 〔省略〕</p> <p>2 前項第10号から第12号までにおいて前払いをすることができる範囲等は、<u>別表第5</u>のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表第4-1 (第6条)</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表勘定科目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">大区分</th> <th style="width: 25%;">中区分</th> <th style="width: 25%;">小区分</th> <th style="width: 25%;">勘定科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産</td> <td>固定資産</td> <td>有形固定資産</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〔省略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4-2 (第6条)</p> <p style="text-align: center;">損益計算書勘定科目</p>	大区分	中区分	小区分	勘定科目	資産	固定資産	有形固定資産	土地	〔省略〕			
大区分	中区分	小区分	勘定科目										
資産	固定資産	有形固定資産	土地										
〔省略〕													

第12号様式(第10条)

平成 年度 収支計画表

区 分	金 額

(単位：百万円)

第12号様式(第10条)

平成 年度 収支計画表

区 分	金 額

(単位：千円)

第13号様式 (第10条)

平成 年度資金計画表

(単位:百万円)

区 分	金 額
<u>資金支出</u>	
<u>資金収入</u>	

[省略]

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第13号様式 (第10条)

平成 年度資金計画表

(単位:千円)

区 分	第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期			未 払 繰 越 分	合 計	備 考	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月				
<u>収入額</u>																
<u>前月からの繰越額</u>																
<u>業務収入</u>																
<u>運営費交付金による収入</u>																
<u>その他の収入</u>																
<u>投資活動による収入</u>																
<u>財務活動による収入 (借入金)</u>																
<u>計 (A)</u>																
<u>支出額(支出見込額)</u>																
<u>業務活動による支出</u>																
<u>投資活動による支出</u>																
<u>財務活動による支出</u>																
<u>計 (B)</u>																
<u>差引過不足額(A-B)</u>																

[省略]